

特記仕様書

工事名 国庫災 飯森新橋線外1路線災害復旧工事
 場所 長野市大字塩生甲

1. 施工条件

明示項目	明示事項 及び 制約条件等
(1) 工程・準備関係	① 工事着手前に、関係者（機関、地権者、権利者など）へ連絡、周知徹底すること。 ② 起工測量：長野市建設工事共通仕様書Ⅰ土木工事編 第1編共通編 1-1-1-5、1-1-1-10、1-1-1-43による。 ③ 工事着手前に地下埋設物等の支障物件について調査し報告すること。なお、工事に支障がある場合は施工方法、工程等について別途協議する。 ④ 施工時期及び施工時間の変更：長野市建設工事共通仕様書Ⅰ土木工事編 第1編共通編 1-1-1-42による。 ⑤ 施工範囲内に地すべり観測機器が設置されているため施工方法等について協議すること。
(2) 用地関係	① 着手前には、区長、地権者、権利者等の確認をし、工事着手までに相当な周知期間を用意し、工事内容等の説明をおこない理解を得ること。 ② 用地杭は、工事に支障となる際は、にげをとり、地権者との確認立会を行ってから移動させること。
(3) 公害・環境対策関係	① 工事及び工事車両による大気汚染などは、アイドリングストップによるCO2の発生抑制等、創意工夫をし、地球環境に配慮し実施すること。 ② 騒音等は、極力低減させる処置を講ずること。 ③ 設計書で指定された建設機械については、排出ガス対策型の使用を原則とする。 ④ 残土等の搬出による路面汚損、粉塵対策については、常に監視をし、清掃・散水等により請負者の責により対応すること。 ⑤ 現場内にクリーンボックス・灰皿立等を設置し、空き缶・ゴミなどを散乱させたり、たばこの吸殻を投げ捨てたり等は絶対にせず、工事現場を含め周辺環境の美化に努めること。
(4) 安全対策関係	① 長野市建設工事共通仕様書Ⅰ土木工事編 第1編共通編 1-1-1-32による。 ② 地すべりの災害現場であるため安全に留意し災害の防止を図ること。
(5) 工事用道路関係	① 工事による道路使用にあたっては、一般車両や歩行者の安全性・通行性を確保することを原則とするが、地形上やむを得ない場合は監督員と協議の上、全面通行止めでの施工も可能とする。 ② 小学生児童の通学路かどうかを小学校に確認し、やむを得ず使用する場合は、学校関係者と協議の上、安全を確保すること。
(6) 仮設関係	① 資材置き場等の仮ヤードとして、民地を借用する場合は、地権者の理解及び同意を得てから使用すること。また、工事終了後は現状復旧する事を原則とし、トラブルの無いようにすること。
(7) 残土・産業廃棄物関係	① 残土の搬出時には、運搬車両の車輪等から土砂を確実に除去してから一般道へ出ること。なお、当該工事が原因で一般道を破損及び汚損した場合は、受注者の責により処理すること。 ② 残土、及び建設副産物の処理については、別表1のとおりとし、関係法令に基づき適切な処理を行うこと。また、受け入れ先、発生量、予期しない廃棄物の処理などの状況により、別表1に掲げる条件での処理が困難な場合、監督員との協議により変更の対象とする。 ③ 残土処理に起因し発生した、地権者等の紛争及び地滑り、崩落等の問題については受注者の責により解決を図ること。 ④ 産業廃棄物搬出について、「建設廃棄物処理委託契約書（写）」、「許可書（写）」は、施工計画書に添付または搬出3日前までに、「建設廃棄物系マニフェスト」若しくは「マニフェスト集計表」は、竣工書類に添付し提出すること。 ⑤ 施工計画書に再生利用促進計画書、竣工書類に同実施書を添付し提出すること。実施書についてはデータで提出する。

明示項目	明示事項 及び 制約条件等
	<p>⑥ 泥土が発生すると予測された場合は、掘削搬出前に監督員に届け出協議してから処理すること。</p> <p>⑦ 残土、アスファルト殻、コンクリート殻等を施工都合上、一時仮置きする場合は、仮置き場地権者、権利者の了解を得るとともに、必要な定められている仮囲い、看板を設置するなど必要な措置をとり、監督員に協議書で提出すること。</p> <p>⑧ 発生する産業廃棄物が少量であり、元請け人若しくは下請け人の会社敷地内に保管する場合は工事名、産廃の種類、数量を黒板に明記し写真撮影を行い、監督員に提出する。</p>
(8) 工事支障物件等	<p>① 確認した埋設管位置が施工上支障となる場合は、速やかに監督員と協議すること。</p> <p>② 工事区域上空の架線等について、クレーン等の作業に支障又は近接する場合は、監督員と協議すると共に、電線管理者と協議を行い必要な処理をすること。</p>
(9) 排水工関係	<p>① 工事により発生する濁水については、受注者の責任において処理すること。</p> <p>② 但し、①でいう濁水が泥土で産廃扱いになると予測される場合は本特記仕様書「(7) 残土・産業廃棄物関係」により、適切に処理すること。</p>
(10) その他	<p>① 関係地権者、関係者の了解を得てから工事を引き上げること。</p> <p>② 特に①において、民地側施設の復旧、すりつけ等の機能回復工事を施工した場合は、監督員と協議の上、地権者と立ち会いを行いトラブルの生じないようにすること。</p> <p>③ 工事着手前に近隣工作物等についてよく調査し、工作物への影響が懸念される場合は、監督員と協議の上、事前調査を行うとともに、苦情等があった場合、因果関係等で紛争が起こらぬよう対処すること。</p> <p>④ 暴力団関係者または同等とみられる者から、不当な要求があった場合は直ちに警察に届け相談すると共に、監督員へ報告すること。</p> <p>⑤ 交通誘導員の有無及び必要日数については、監督員と事前に協議を行なう事。その際は、配置計画図等の資料も添付すること。</p> <p>⑥ 竣工書類提出に併せ電子データを提出することとする。データの種類、提出範囲、提出方法等については監督員と協議すること。</p> <p>⑦ 公告された設計図書間にくい違いが認められる場合、優先順位は下記のとおりとする。 <u>1. 質問・回答書 2. 施工条件明示事項書・現場説明書・特記仕様書 等</u> <u>3. 閲覧設計書(金抜設計書) 4. 数量計算書 5. 図面</u></p> <p>⑧ <u>リサイクル資材の利用に関する事項</u> 長野市環境方針の循環型社会の構築への取り組みとして、リサイクル促進の観点から長野市溶融スラグ入りコンクリート二次製品利用基準に基づき、溶融スラグ入りコンクリート二次製品の積極的な利用に努めること。</p> <p>⑨ <u>電子納品に関する事項</u> しゅん工書類の電子納品については、受注者が電子媒体の提出を希望し、発注者(長野市の工事担当課)が、これを認めた場合に適用する。 電子納品は「工事書類の電子納品に関する運用の手引き(案)」に基づくものとする。 なお、電子納品における書類の作成費用等は工事費の諸経費(共通仮設費の率分)に含まれ、検査に要する費用においても受注者の負担とする。</p> <p>⑩ <u>熱中症対策に資する現場管理費補正の試行</u> 本工事は、熱中症対策に資する現場管理費補正の試行対象工事です。熱中症対策に資する現場管理費補正を求める場合、事前に監督員と協議を行い、工事完成日以降速やかに根拠資料を提出してください。</p> <p>⑪ <u>工事の着手について</u> 受注者は、特記仕様書に定めのある場合を除き、特別の事情がない限り、契約書に定める工事始期日以降30日以内に工事に着手しなければならない。</p>

別表1

残土処分

処分方法	埋め立て受入地への処理、現場内処理除外
残土受入地での整地等	任意
処分先（参考）	有限会社 山岸
所在地（参考）	長野市豊野町豊野石中割1191-1他
運搬距離（参考）	20.5km

※処分先は積算上の条件であり、処分先を指定するものではない。

残土（発生土）の処分について

- (1) 処分(搬出)先について、監督員が処分先の変更を指示したときは、それに従うこと。また、変更協議の対象とする。
- (2) 施工計画書に処分計画（処理方法（場所・形状等）、排水計画、場内維持等）を記載すること。
- (3) 当初の想定より劣悪な発生土が確認され、工事間流用ができない、また、想定の処分先では受入れ不可のときは、変更協議の対象とする。
- (4) 処分先を想定し処分(受入れ)費を計上していたものについては、現場周辺に無償での受入れ地がないか検討すること。また、受け入れ地があった場合や自社処分の場合は変更協議の対象とする。ただし、整地費（排水施設を含む）は計上できるものとする。運搬費は処分(受入れ)費を含めた設計額を上限に設計変更する。
- (5) 残土については以下の書類を提出し処分方法等について変更協議ができることとする。
 - ① 処分地の規制状況の証明（現況地目、土地所有者、土地利用責任者、利用用途、跡地利用計画、法令（森林法・農地法・都市計画法・砂防法等）に従い適正に処理できることを示す書類等）
 - ② 処分地の関係図面（位置図、平面図、計画図、付属施設の構造図等）
 - ③ 運搬ルート図
 - ④ 土地所有者の契約書（搬入前）
 - ⑤ 処分地の現況写真（搬入前）

なお、変更協議が整った際には、以下の書類を提出すること。

- ⑥ 建設発生土処理報告書（運搬距離・処理費用等）
- ⑦ 支払い証明書類（処分料の支払い証明ができる書面・領収書等の添付）
- ⑧ 残土量の計測資料（土量計算書と対比写真）
- ⑨ 処分地の写真（搬入中・搬入後）

建設廃棄物

建設廃棄物の種類	アスファルト塊	コンクリート塊	木くず
処理方法	リサイクル材		破碎・焼却・埋め立て
参考処理先	廃棄物処理法の許可を得た中間処理業者		
	(株)キトウ	(株)キトウ	(株)神山緑地産業
運搬委託者	廃棄物処理法の許可を得た収集運搬業者		

※処理先は積算上の条件であり、処理先を指定するものではない。

2. 施工管理基準及び品質管理基準

(1) 一般事項

本工事の施工管理基準及び品質管理基準は長野市建設工事共通仕様書、長野市土木工事施工管理基準による。

3. 工事カルテ作成・登録

長野市建設工事共通仕様書Ⅰ土木工事編 第1編共通編 1-1-1-6による。

4. 長野市公共工事率先実行計画

長野市建設工事共通仕様書Ⅰ土木工事編 第9編その他編 第1章第4節による。

5. 施工体制台帳の作成及び提出

下請契約を締結するときは金額に関わらず、施工体系図、施工体制台帳、下請契約の契約書の写し等必要な書類を提出すること。

6. 新型コロナウイルスへの対応について

- ・作業従事者（当該現場の作業に従事している者。全ての下請業者を含む）の体温及び健康状態の把握を毎日行い、健康管理を徹底すること。
- ・作業従事者に、感染や濃厚接触の疑いがある者が出た場合は、県や市の保健所に相談の上、保健所の指導に従い自宅待機等適切な措置を講ずること。
- ・作業従事者に、感染者や濃厚接触者が出た場合は、速やかに監督員に報告すると共に、工事のその後の対応についても速やかに検討し報告すること。

7. 長野市公契約等基本条例に関する事項

- ・長野市公契約等基本条例の内容について、労働者等へ周知するとともに、事務所（作業所）等へポスターを掲示すること。
- ・業務の一部を下請負者等に履行させるときは、長野市公契約等基本条例の内容について説明し、各々の対等な立場における合意に基づいて適正に契約を締結すること。
- ・（予定価格1億円（税込）以上の場合）長野市公契約等労働環境報告書1部及び施工体系図（共通仕様書に定められたもの）の写し1部を契約後速やかに監督員へ提出すること。この場合、業務の一部を下請負者等に履行させるときは、下請負者等の労働環境報告書を取りまとめて提出すること。

8. ~~フレックス工期契約について~~

~~・この工事は、「フレックス工期契約制度」による工事です。次の事項に留意してください。~~

~~(1) 受注者は、工程表に併せ、実工事期間設定通知書を提出してください。~~

~~(2) 実工事期間の設定により増加する経費は、受注者の負担とします。~~

~~(3) フレックス適用期間における現場の管理は、発注者の責任で行います。~~

~~(4) フレックス適用期間は、測量、資材等の搬入及び仮設物の設置等の準備工事を含め、工事に着手できません。~~

~~(5) フレックス適用期間は、主任技術者、監理技術者及び現場代理人の配置は要しません。~~

